

老発 0 9 3 0 第 1 号

平成 2 5 年 9 月 3 0 日

福島県知事 殿

厚生労働省老健局長

(公印省略)

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間
の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例
に関する省令の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 117 号。以下「改正省
令」という。）が、本日公布及び施行されたところである。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関
係者、関係団体等に対し、周知徹底を図られたい。

記

1 改正省令の内容

(1) 要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第 5 条第 1 項関係）

東日本大震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村
の区域（※）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法施
行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「規則」という。）第 38 条第 1 項に規
定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。）及び要支援認定有効期間（規則第
52 条第 1 項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ。）については、現
在の期間に新たに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算すること。

(※) 福島県南相馬市、双葉郡双葉町、同郡浪江町及び相馬郡飯舘村の区域に限る。

(2) 当該措置の対象について（第5条第2項関係）

当該措置は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に第5条第1項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

2 施行期日

改正省令は、公布の日から施行すること。